

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験における 緊急事態宣言にかかる対応について

令和3年1月7日、政府から緊急事態宣言が発出され、緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月8日から令和3年2月7日までとされました。

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験の試験日は、緊急事態措置を実施すべき期間内となりますが、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するための感染防止対策を講じたうえで、予定どおり試験を実施することとしておりますのでお知らせいたします。

また、以下の条件に該当する方は、感染防止の観点から、受験することはできませんので、ご留意ください。該当する方には、特例として受験手数料を返還することとしておりますので、無理な受験はお控えください。

〔受験できない方〕

- 新型コロナウイルス感染症に罹患し、退院または宿泊療養等の解除が認められていない方
- 保健所等から濃厚接触者に該当するとされ、自宅待機の解除が認められていない方
- 海外から入国し、検疫所が指定した施設または自宅等での待機の解除が認められていない方
- 試験当日、発熱（37.5度以上）や体調不良があるなど新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある方

なお、今後、政府から新たな措置等が求められた場合には、当センターホームページに、緊急のお知らせを掲載しますので、必ずご確認ください。

○国家試験に係る新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

http://www.sssc.or.jp/info/pdf/pdf_info20201207_1_.pdf

○国家試験に係る受験手数料の返還について

http://www.sssc.or.jp/info/pdf/pdf_info20201207_2_.pdf

○受験手数料返還申請書

http://www.sssc.or.jp/info/pdf/pdf_info20201207_henkanseikyu.pdf